

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）
に関するパブリックコメントの結果について

令和7年（2025年）3月24日
男女共同参画課

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和6年（2024年）12月16日（月）
～ 令和7年（2025年）1月15日（水）
- 2 意見募集結果の公表日 令和7年（2025年）3月24日（月）
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 2名
ご意見の件数（まとめりごと） 26件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

（内訳）

- 【対応1（補足修正）】
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 5件
- 【対応2（既記載）】
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 1件
- 【対応3（説明・理解）】
市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 12件
- 【対応4（事業参考）】
素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 8件
- 【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

0件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、男女共同参画課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター、各地域コミュニティセンター及び男女共同参画センターはあもにいつでも閲覧できます。

【お問い合わせ先】

熊本市男女共同参画課

電話番号：096-328-2262

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案全体	「支援対象者が住まいを確保できるよう、課題の整理と包括的な相談体制の整備を行うことで、住まいの確保の支援を行うこと」についての表現を明記すべきと考えます。 専門的な相談先は必須と思いますが、困窮女性のための相談窓口としては、多種多様な相談へ対応するため、一次相談先として「包括的な相談窓口」を整備することで適切な支援に繋げる可能性が高くなると思います。市でも住宅と福祉が連携しより良い相談体制を整備していただきたい。 基本方針の中に「包括的な相談窓口設置等」を追記していただきたい。	相談窓口の充実と支援体制の強化を基本方針Ⅰとして掲げております。今後、具体的な包括的な相談窓口については、課題を整理しながら、適切な相談支援体制の整備を進めてまいります。	対応 3 （説明・理解）
	困窮女性等への各種支援について全体像が見えるポンチ絵のようなものを追記した方が分かり易いと思います。	具体的な支援制度等については、今後、整理してまいります。	対応 4 （事業参考）
	参考資料として、用語解説、関係法令を追加していただきたい。 また、別添資料として、相談窓口、関係機関、支援団体一覧等を作成していただきたい。	参考資料として、用語解説、関係法令を追加します。相談窓口等については、計画とは別に周知してまいります。	対応 1 （補足修正）

素案全体	支援対象者や相談窓口、民間支援団体の等の現状や課題を提示しつつも、それに対して、従来の支援員の育成や他機関との連携を行うなど従来通りの取り組みが提示してあるだけで、それぞれの課題をどう具体的に解決していくのかが不明確です。例えば、計画案では民間支援団体との協力が強調されていますが、その具体的な連携方法や資金面での支援策は明記されていません。 また、外国人、LBTQ+、障がい者、若年層など、特に支援が必要なマイノリティ女性に対する具体的な配慮が不十分です。例えば、外国人女性に対する支援窓口の拡充や、LBTQ+女性が抱える特有の課題（社会的偏見や孤立）に対応する施策が明示されていません。現行の支援体制では、多様な困難を抱える女性に対してのアプローチが十分にされる保証がありません。	本計画は女性が個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、継続的な支援を推進するための基本方向を示す計画として策定するものです。 今後、計画を推進するにあたり、具体的な事業等の実施や適切な相談支援体制の整備を進めてまいります。	対応4 (事業参考)
第1章2 支援対象者	支援対象者の説明に「在留資格の有無や種類等」を追加してください。 国や地方公共団体の職員には、退去強制事由に該当する外国人を知った場合、通報義務がありますが、通報によって行政の目的に重大な支障や不利益が生じる恐れがある場合は、通報しなくてもよいとされています。それにもかかわらず、この通知が徹底されておらず、在留資格のない被害女性が入管に通報され収容される事例が発生しています。 在留外国人女性は、結婚移民も多く、彼女たちの在留資格は配偶者等に依存しており、DV被害を受けても暴力から逃れにくい状況にあります。また「家族滞在」や「留学」、「技能実習」などの在留資格の人は、DV防止法の一時保護の対象に含まれますが、生活保護等の社会福祉制度の適用対象外とされていることで、行政による一時保護がほとんど受けられない状態となっています。在留資格という不安定要素があるので、外国人女性は日本人女性より一層、困難な状況に陥りやすいという特徴がありま	女性支援法が定義する状況に当てはまる方であれば、支援の対象といたします。	対応3 (説明・理解)

	す。 困難女性支援法の基本理念は、「人権の擁護」「抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにする」とあります。また熊本では今後 TSMC 関係で在留外国人女性の数は更に増加し、また家族滞在で在留する女性が増加する可能性があります。なので、困難な問題を抱える女性であれば、在留資格の有無、また、在留資格の種類に関わらず、適切な支援を提供することを明記する必要があると考えます。		
第2章1 (4) ① 母子家庭 の状況	ひとり親の男女差が大きいのは生活費の工面に加え住宅の確保です。生活費の中で大きな割合を占めるのが家賃等の住宅関連費であり、女性のひとり親家庭の困りごとの大半は住宅に関連する事柄と考えられます。そのため、住宅の確保についても言及すべきと思います。	困難な問題を抱える女性の住宅の確保に関しては、取組の方向性 I-4 で居住支援として取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
第2章2 (1) 女 性相談窓 口	女性相談窓口では住宅に関する相談への対応は充分ではないのではないのでしょうか。そもそも女性相談窓口で住宅に関する相談をしようとする方が少ないのではないかと思います。 生活する上では住まいの確保はとても重要です。女性相談窓口で住まいに関する相談を受けるか、そうでなければ、住まいの相談に繋ぐ仕組みを整備することが必要と思います。		
第2章2 (2) 配 偶者暴力 相談支援 センター	DV 被害者のシェルターや住宅の相談に対応できる仕組みが必要と考えます。	今後の事業の参考にさせていただきます。	対応4 (事業参考)
第2章5 現状から 見えてき た主な課 題	少子高齢化の進展等、今後の社会状況の変化に伴う視点での課題として、高齢夫婦のみ世帯の夫の死亡による寡婦のみの高齢単身世帯の増加、高齢単身女性の保証人不在、高齢女性への情報提供・周知方法の検討等についても記載が必要と思います。		

第3章3 計画の体系Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化	「4自立支援の実施」を（居住）と（就労）に分けるか、あるいは「6 住宅の確保への支援」を追加すべきと思います。	自立支援の取組の一つとして、住宅の確保等、居住の支援を位置付けております。なお、23ページで居住の支援と就労支援について取組を記載しております。	対応2 （既記載）
第4章2 関係機関の役割 （2）関係部署・関係機関の役割	「女性が抱える困難な問題に対しては児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の支援制度があり、既に様々な分野の相談窓口が連携し、相談や支援を実施しています。」の方が分かり易いと思います。	御指摘を踏まえ、修正いたしました。	対応1 （補足修正）
第4章3 主な関係部署・関係機関	主な関係機関の一覧表について、主な関係団体を分野ごとにまとめたほうが分かり易いと思います。	関係機関は様々あり、複数分野にまたがっていることから、分野ごとではありませんが整理いたしました。	対応3 （説明・理解）

第4章4 取組の方向性Ⅰ-1 女性相談支援員の育成と体制整備	困難を抱えた女性の意思を尊重し、置かれた状況を把握しきめ細かな支援を提供するための、支援者のニーズに応じた支援体制として、多言語での情報提供や相談窓口での多言語対応を行うことを明記してください。	主な取組として、外国人等に配慮した対応を記載しております。 なお、相談内容が多岐にわたることから、現在、関係部署等と連携して多言語対応をしております。今後も多言語での情報提供や相談窓口対応を行ってまいります。	対応3 (説明・理解)
第4章4 取組の方向性Ⅰ-1 女性相談支援員の育成と体制整備	相談員がDV等被害者支援の一環として、DV等加害者にも連絡折衝等の介入を行うような支援体制を構築することを明記してください。DV等の再被害を防止し、生活自立を支援し、被害者のエンパワメントを行うために、加害者との連絡や折衝などが必要となる場合がありますが、現在の支援体制では、加害者への連絡等を行政の支援員・相談員が担当できるようにはなっていません。2017年に熊本県が行ったDV被害者相互支援・加害者対応モデル事業を踏まえて2019年に完成したDV被害者支援のガイドラインを有効活用してください。	DVに関しては、支援対象者の置かれている状況や支援ニーズにより警察、関係機関や民間支援団体等と連携して取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
第4章4 取組の方向性Ⅰ-2 支援対象者の早期把握	「支援対象者の早期把握と適切な支援」の方がより正確と思います。	ここでは、「早期把握」についての取組を記載しておりますので、このままの記載といたします。	対応3 (説明・理解)

第4章4 取組の方向性Ⅰ-3 居場所づくり	一時的な避難のみならず、短期のシェルター、中期のステップハウス、所在を公表し、同一経済圏で自立を目指すオープンハウス等、様々な事情を持つ女性のニーズに対応ができる居場所づくりを行うことを明記してください。 技能実習生が日本で出産する際、出産後の住居問題が出てきます。技能実習生等も安心安全に出産・育児が行えるよう、母子支援施設への入居を認めるなど適切な対策を講じることを基本計画に含んでください。	今後の事業の参考とさせていただき、主な取組に基づいて取り組んでまいります。	対応4 (事業参考)
第4章4 取組の方向性Ⅰ-4 自立支援の実施	居住支援の主な取組について、「居住支援法人」を追記していただきたい。熊本県が認定した居住支援法人を加えた方がより実態に合うと思います。	20ページの「主な関係機関」に追記いたしました。	対応1 (補足修正)
第4章4 取組の方向性Ⅰ-4 自立支援の実施	就業支援について、ここでは「就労支援」に統一した方が適切だと思います。	御意見を踏まえ、修正いたしました。	対応1 (補足修正)
第4章4 基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働	児童相談所や子ども支援相談員と女性相談員の連携強化による面前DV対策を行い、子どもと母親の両方を保護する体制を整えることを明記してください。児童相談所などの親に対する子への親権の制限や積極介入を行う子どもを守るための面前DVの政策方針と、DV加害者との対応をせず、被害者を遠くに逃がすことを基本とするDV被害者保護の政策方針が逆方向で、連携できていないと見受けられます。面前DVが判明した場合に児童相談所や子ども支援相談員と女性相談員と一緒に家庭訪問を行ったり、情報を共有するなど連携して解決を目指す支援体制を整えてください。	今後の事業の参考にさせていただきます。	対応4 (事業参考)

第4章4 Ⅱ-2 支援調整会議の設置	各会議の構成メンバーは多種多様になると思いますが、現段階で「行政」「関係機関」「支援団体等」それぞれ想定されているのでしょうか。	関係部署、関係機関、民間支援団体の関係者で構成します。	対応3 (説明・理解)
第4章4 取組の方向性Ⅲ-1 未然防止啓発の実施	「全ての人への」「全ての」を追記していただきたい。 「年齢や発達段階に応じた全ての人への教育と啓発が必要です。」 「全ての子どもたちに対し、発達段階を踏まえた」	記載のままでも対象となるため、このままの記載といたします。	対応3 (説明・理解)
	市民に向けた情報発信について、「情報提供」を追記していただきたい。 「効果的な情報提供、周知啓発の推進」	「情報提供」は特定の個人や少人数に情報を伝えることを指し、ここでは広く市民に向けて周知を行うことを目指すことから、このままの記載とします。	対応3 (説明・理解)
第4章4 取組の方向性Ⅲ-2 相談窓口の周知	「多様な」「相談対応内容」を追記していただきたい。 「多様な相談窓口や相談対応内容、支援制度等について」	困難な問題に直面した際に相談できる窓口や活用できる支援制度について記載していることから、このままの記載とします。	対応3 (説明・理解)
	外国人等、日本語に制限がある方を考慮し、やさしい日本語を含む多言語での情報提供を行うなど、外国人や、障がい者、LGBTQ+の方、高齢者や若年層など、多様な支援対象者に支援情報が届くように取り組むことを明記してください。	困難な問題を抱える女性への支援制度や相談窓口について、市民向けに積極的に周知してまいります。	対応4 (事業参考)

第4章5 成果指標	「暴力根絶、性暴力被害防止講座などの出前講座の参加者数」の目標値について、根拠のある数値とは思いますが、目標なので1,000人に出来ないでしょうか。	すでに策定済の計画に併せて、目標値を設定しております。3年間の計画期間で目標値を達成できるよう取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
第5章1 計画の推進と進捗管理	「庁内連絡会議」に加え「支援調整会議」についても追記する必要があると思います。また、支援調整会議については、住宅の確保(居住支援)に関わる関係部署等の表現を追記すべきと思います。	御意見を踏まえ、修正いたしました。	対応1 (補足修正)